

採択された共通ルール（具体的取組内容）は必須条件です。
 具体的取組み内容は全て記入し、対象住宅がこれらの内容に適合していることを確認してください。

様式6(省エネ)

1戸の対象住宅につき1枚のシートを作成してください。2戸以上の対象住宅について申請する場合はシートを追加して作成してください。

要件への適合確認書(交付)【補助金申請者記入用】

・対象住宅の建築主

建築主氏名	〇〇 〇〇邸
-------	--------

↑ 姓と名の間は文字を空けて記入してください。複数の場合は「,」で区切ってください。
 売買契約による住宅の場合は「売買」と記入してください。

・採択された要件の確認(1)~【地域材】

使用する(予定の)地域材	対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度等の名称
	〇〇県産材	〇〇県	〇〇県産材認証制度
	△△県産材	△△県	△△県産材認証制度
	合法木材	国内・国外	合法木材証明制度

適用申請書様式2-1A欄に記載した地域材の名称、産地を正確に記入してください。

そのうち、**〇〇(予定)**してください。

↑ 適用申請書 様式2-1のA欄に記載の地域材の名称、産地、認証制度等の名称のうち使用する(予定のもの)を記入してください。 ※行が足りない場合は、この様式を複数枚作成してください。

・採択された要件の確認(2)~【グループの共通ルール】

地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み		
①地域材ごとの使用部位(必須)	〇〇県産材、△△県産材	適用申請書様式3-1~3の「具体的取組内容」欄と同じように記入してください。記入箇所違い、誤記、具体的取組内容以外の記載、等の間違いが多いので注意してください。
②地域材ごとの1棟当たりの使用量とその占める割合(必須)	〇〇県産材、△△県産材を、主要な構造材の70%程度使用する。	
地域材利用に関する共通ルール(必須)	主要構造材(柱、梁、桁、土台)の過半にグループ指定の地域材を使用し、柱は4寸角以上の材を使用する	

適用申請書 様式3-3の1.4.地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み

・グループ事務局及び申請事業者の確認

今回、補助金交付申請を行う対象住宅について、採択要件(共通ルール)

グループ事務局担当者名	確認欄	申請事業者代表者名	確認欄
優良 二郎	○	長持 住夫	○

対象住宅について、共通ルールが適合していることを確認した場合は確認欄に「○」を記入して下さい。

対象住宅について、共通ルールが適合していることを確認した場合は確認者と確認欄に「○」を記入してください。

三世代同居対応住宅の要件について対象設備の数を記載ください。

住宅の要件の確認

調理室	浴室	便所	玄関
2	1	2	1

対象住宅に設置する個数を記入して下さい。↑

省エネ講習会を未受講の場合は、受講する予定の講習会の名称を記入(選択)してください。
 (2)を選択する場合は、(1)の講習会と同等である必要がありますので

三世代同居対応住宅の要件については、上記の通りであることを証明します。

資格 (1級) 建築士 (大臣) 登録 第 150482 号 氏名 共生 三郎 印

対象住宅の要件の確認~【住宅の省エネルギー技術に関する講習】

対象住宅に関わるものが受講した(する)講習会の名称(次のいずれかに「○」)

<input checked="" type="radio"/>	(1) 住宅省エネルギー技術講習会(施工技術者講習会、設計者講習会)				
<input type="radio"/>	(2) 上記と同等の講習会※1 講習会の名称※2				
対象住宅に関わる講習会の修了(予定)者の区分(次のいずれかに「○」)					
<input type="radio"/>	(1) 対象住宅の施工者	<input checked="" type="radio"/>	(2) 対象住宅の設計者	<input type="radio"/>	(3) 対象住宅の工事監理者

※1 同等の講習会かどうか不明な場合はお問合せください。

三世代同居対応住宅を証明する建築士が記名押印する。

省エネ講習会の修了者、または修了予定者が対象住宅に関わる区分に○を付けてください。

業規格A4とすること。

例-交6 (棟別)

提出は原本です。

認定低炭素住宅の請負契約による住宅のみ提出して下さい。

様式7-2(低炭)

1戸の対象住宅につき1枚のシートを作成してください。2戸以上の対象住宅について申請する場合はシートを追加して作成してください。

低炭素住宅の認定を受ける予定であることの誓約書

地域型住宅グリーン化事業の補助金交付申請を行う以下の住宅について、低炭素建築物新築等計画の認定を今後受けることに間違いありません。
 また、低炭素建築物新築等計画の認定を受けることができなかった場合において、交付決定が取り消されることについて、一切異議を申し立てません。

平成 28 年 3 月 25 日

<建設地>

建設地の地名地番
△△県□□市××町◇◇-◇

↑ 様式2に記入した建設地の地名地番と同じです。住居表示ではありませんのでご注意ください。都道府県名より記入し、大字、字等の記入漏れが無いようご注意ください。

<補助金申請者記入欄>

補助金申請事業者名	代表者印
グリーン工務店	
代表者名	
〇〇 〇〇	

会社の代表印です。名字のみの

<対象住宅の建築主>

建築主氏名	建築主印
◆田 ■郎	
◆田 ●子	

工事請負契約書と同じ

連名の場合は、両者の印を押印してください。両者の印が

工事請負契約書と同じ印鑑を押印してください ↑

- ※ 本誓約書の提出をもって低炭素建築物新築等計画の認定がなされるものではありませんのでご注意ください。
- ※ 低炭素建築物新築等計画の認定の詳細につきましては、建設地の所管行政庁にお問い合わせください。

< 交付申請書の記入例 & 作成要領 >

例一交7(1) (棟別)

地域材使用に関する共通ルール、具体的取り組み内容が確認できるように、使用部位、使用量、使用割合を記入してください。

- ・グループを通して、同じ形式でまとめてください。
- ・グループ内で、対象としている部位に違いがないか確認してください。

様式4 (省エネ)

つき1枚のシートを作成してください。2以上の対象住宅について申請する場合はシートを追加して作成してください。

地域材使用量計画表 **記入例 1**

共通ルールや対象部位の集計方法に応じて部位名を修正してください。
 ・「梁」と「桁」を → 「梁・桁」に修正
 ・「柱」と「土台」だけに修正 など

小数点はこの位置。

共通ルールの内容
 主要構造材(柱、梁桁、土台)の過半にグループ指定の地域材を使用し、柱は4寸角以上の材を使用

「0m3」であっても「0」と単位の「m3」を記入してください。

共通ルールに応じて単位を記入してください。

共通ルールを記入してください。

共通ルールで使用割合を定めている場合は、使用割合(%)を記入してください。小数点以下は切捨てです。

小数点はこの位置。

記入例 2

共通ルールの内容
 仕上材に地域材を10m2以上使用する。

共通ルールの「仕上材」を記入。

共通ルールに応じて単位を記入してください。

使用割合を共通ルールで定めていない場合は記入不要です。

(注1) 地域材使用に関する共通ルールを満たしていることが確認できるよう記入し、グループを通して、同じようない。(使用部位は、共通ルールに合わせて修正、追記してください。)

(注2) 共通ルールで、主要構造材や羽柄材等、部位毎に「使用割合」や「使用量」を定めている場合は、共通ルール集計し記入してください。

(注3) 地域材利用に関する掛かり増し費用に対する補助の加算を受ける場合は、主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する必要があります。

(注4) 工法に応じた部位名を記載してください。在来工法の主要構造材(柱・梁・桁・土台)を他の工法で読み替える場合は、丸太組工法については、「使用する木材全量」で読み替え、2×4工法については、下表のとおり読み替えることとします。

在来工法	柱	梁	桁	土台
2×4工法	縦枠、上下枠	床根太、端根太 ※1	頭つなぎ	土台 ※2

※1 1階(最下階)床は含まれません。

※2 大引は含まれません。

(注5) 木材の使用量は、小数点以下第2位切り捨てとし、使用割合は小数点以下切り捨てとして記入してください。

1枚に記載できない場合は、この様式を複数枚作成してください。

合を定めている場合は、(A)欄には対象量を記入してください。

、(B)欄に「地域材」に該当する木材の

(注8) 共通ルールに応じて「単位」欄に、「m3」「m2」「枚」等の単位を記入してください。

在来工法等

< 交付申請書の記入例 & 作成要領 >

例-交7(2)(棟別)

地域材使用に関する共通ルール、具体的な取り組み内容が確認できるように、使用部位、使用量、使用割合を記入してください。

- ・グループを通して、同じ形式でまとめてください。
- ・グループ内で、対象としている部位に違いがないか確認してください。

様式4(省エネ)

1の対象住宅につき1枚のシートを作成してください。2以上の対象住宅について申請する場合はシートを追加して作成してください。

地域材使用量計画表

記入例 3

・邸名

邸名	〇〇 〇〇邸
----	--------

共通ルールの内容

母屋、棟木、垂木、間柱の全てに地域材を使用する。

・地域材を利用する部材の使用量計画表(注1,2,3)

共通ルールで定めた使用部位(注3)	材積(注4,5,6,7)				共通ルールで定めた使用割合、使用量					
	対象部位毎の使用量の合計(A)		単位	左欄のうち「地域材」に該当する使用量(B)		単位				
母屋	0	8	2	m ³	0	8	2	m ³		
棟木	0	2	8	m ³	0	2	8	m ³		
垂木	1	2	4	m ³	1	2	4	m ³		
間柱	1	4	8	m ³	1	4	8	m ³		
合計	3	8	2	m ³	3	8	2	m ³		
対象木材の使用割合(B/A×100)					1	0	0	%	母屋、棟木、垂木、間柱の全てに地域材を使用	
合計										
対象木材の使用割合(B/A×100)								%		
構造材(柱・梁・桁・土台)					1	0	6	7	m ³	
2次部材(母屋・棟木・大引・束)					4	3	5	m ³		
羽柄材(根太・垂木)					0	5	0	m ³		
仕上材(床材)					0	7	2	m ³		
合計					1	6	2	4	m ³	延べ床面積 123.32㎡ 123.32㎡×0.12㎡/㎡=14.79㎡<16.24㎡ ∴OK
対象木材の使用割合(B/A×100)								%		

記入例 4

共通ルールの内容

延べ床面積1m²あたり0.12m³以上の地域材を使用する。

共通ルールの適合が確認できるように計算式を記入してください。

共通ルールでは部位を指定していないが、対象とした部位を記入してください。

(注1) 地域材使用に関する共通ルールを満たしていることが確認できるように記入し、グループを通して、同じような形式でまとめてください。(使用部位は、共通ルールに合わせて修正、追記してください。)

共通ルールで、主要構造材や羽柄材等、部位毎に「使用割合」や「使用量」を定めている場合は、共通ルールの内容に合うよう記入してください。

地域材利用に関する掛かり増し費用に対する補助の加算を受ける場合は、主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する必要があります。

これに応じた部位名を記載してください。在来工法の主要構造材(柱・梁・桁・土台)を他の工法で読み替える場合は、丸太組工法については、「使用する木材全量」で読み替え、2×4工法については、下表のとおり読み替えることとします。

在来工法	柱	梁	桁	土台
2×4工法	縦椽、上下椽	床根太、端根太※1	頭つなぎ	土台※2

※1 1階(基下階)床は含まれません。 ※2 大引は含まれません。

使用量は、小数点以下第3位切り捨てとし、使用割合は小数点以下切り捨てとして記入してください。

共通ルールで「全てに使用する」「過半に使用する」「〇〇%以上使用する」等、**使用割合を定めている場合は**、(A)欄には対象部位の木材の全使用量を、(B)欄には(A)欄のうち「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。

共通ルールで「〇m³以上使用する」等、**使用量を定めている場合は**、(A)欄は空欄とし、(B)欄に「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。

(注2) 共通ルールに応じて「単位」欄に、「m³」「m²」「枚」等の単位を記入してください。

在来工法等

< 交付申請書の記入例 & 作成要領 >

例一交7(3)(棟)

地域材使用に関する共通ルールの、具体的取り組み内容が確認できるように、使用部位、使用量、使用割合を記入してください。

- グループを通して、同じ形式でまとめてください。
- グループ内で、対象としている

様式4(省エネ)

1の対象住宅につき1枚のシートを作成してください。2以上の対象住宅について申請する場合はシートを追加して作成してください。

地域材使用量計画表

記入例 5

・邸名

邸名	〇〇 〇〇邸
----	--------

共通ルールの内容

柱には杉の地域材を100%使用し、梁、桁には地域材を50%以上、土台と合わせて全体で70%以上の地域材を使用する。

・地域材を利用する部材の使用量計画表(注1,2,3)

共通ルールで定めた使用部位(注3)	材積(注4,5,6,7)				左欄のうち「地域材」に該当する使用量(B)				単位	備考			
	対象部位毎の使用量の合計(A)				単位								
柱	3	8	2	m3	3	8	2	m3		杉を100%使用			
梁・桁	6	5	7	m3	3	4	2	m3		3.42/6.57=52% ≥ 50%			
土台	1	2	4	m3	1	2	4	m3					
合計	1	1	6	3	m3	8	4	8	m3				
対象木材の使用割合(B/A×100)					7				2	%	柱・梁・桁・土台の70%に地域材を使用		
合計													
対象木材の使用割合(B/A×100)											%	全体の共通ルールはこの欄に記入してください。	
下地材(間柱・内部胴縁・天井野縁)					2				3	8	m3		
仕上材(カウンター材)					1						ヶ所	仕上材は1ヶ所以上(床材・壁材・カウンター材等)	
合計													
対象木材の使用割合(B/A×100)												%	対象とするもの毎に共通ルールを記入してください。

部位ごとの共通ルールは、この欄に記載してください。共通ルールを確認する計算式を記入してください。

記入例 6

共通ルールの内容

下地材は間柱、内部胴縁、天井野縁に使用し、仕上材は1ヶ所以上(床材・壁材・カウンター材等)に使用する。

共通ルールで定めた部位の打ち、対象とした部位を記入してください。

- (注1) 地域材使用に関する共通ルールを満たしていることが確認できるよう記入し、グループを通して、同じような形式でまとめてください。(使用部位は、共通ルールに合わせて修正、追記してください。)
- (注2) 共通ルールで、主要構造材や羽柄材等、部位毎に「使用割合」や「使用量」を定めている場合は、共通ルールの内容に合うよう集計し記入してください。
- (注3) 地域材利用に関する掛かり増し費用に対する補助の加算を受ける場合は、主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する必要があります。
- (注4) 工法に応じた部位名を記載してください。在来工法の主要構造材(柱・梁・桁・土台)を他の工法で読み替える場合は、丸太組工法については、「使用する木材全量」で読み替え、2×4工法については、下表のとおり読み替えることとします。

在来工法	柱	梁	桁	土台
2×4工法	縦枠、上下枠	床根太、端根太 ※1	頭つなぎ	土台 ※2

※1 1階(最下階)床は含まれません。 ※2 大引は含まれません。

- (注5) 木材の使用量は、小数点以下第3位切り捨てとし、使用割合は小数点以下切り捨てとして記入してください。
- (注6) 共通ルールで「全てに使用する」「過半に使用する」「〇〇%以上使用する」等、**使用割合を定めている場合は**、(A)欄には対象部位の木材の全使用量を、(B)欄には(A)欄のうち「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。
- (注7) 共通ルールで「Om3以上使用する」等、**使用量を定めている場合は**、(A)欄は空欄とし、(B)欄に「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。
- (注8) 共通ルールに応じて「単位」欄に、「m3」「m2」「枚」等の**単位を記入**してください。

在来工法等

< 交付申請書の記入例 & 作成要領 >

例一交7(4) (棟別)

地域材使用に関する共通ルールの、具体的取り組み内容が確認できるよう、使用部位、使用量、使用割合を記入してください。

- ・グループを通して、同じ形式でまとめてください。
- ・グループ内で、対象としている部位に違いがないか確認してください。

様式4 (省エネ)

1の対象住宅につき1枚のシートを作成してください。2以上の対象住宅について申請する場合はシートを追加して作成してください。

地域材使用量計画表

記入例 7

・邸名

邸名	〇〇 〇〇邸
----	--------

共通ルールの内容

主要構造材(柱・梁・桁・土台)の50%以上に地域材を使用する。主要構造材と合わせて構造材全体で80%以上に地域材を使用する。

・地域材を利用する部材の使用量計画表 (注1,2,3)

共通ルールで定めた使用部位 (注3)	材積 (注4,5,6,7)				共通ルールで定めた使用割合、使用量
	対象部位毎の使用量の合計(A)		左欄のうち「地域材」に該当する使用量(B)		
	単位	単位	単位	単位	
柱	3	8	2	m3	3 8 2 m3
梁・桁	6	5	7	m3	3 4 2 m3
土台	1	2	4	m3	1 2 4 m3
合計	1	1	6	3 m3	8 4 8 m3
対象木材の使用割合 (B/A×100)					7 2 %
主要構造材 (柱・梁・桁・土台)	1	1	6	3 m3	8 4 8 m3
2次部材 (母屋・棟木・大引・束)	6	3	5	m3	6 3 5 m3
2次部材 (間柱・筋交等)	2	8	3	m3	2 8 3 m3
合計	2	0	8	1 m3	1 7 6 6 m3
対象木材の使用割合 (B/A×100)					8 4 %
合計					
対象木材の使用割合 (B/A×100)					%

前段の共通ルールを記入してください。

共通ルールに応じて集計し、使用割合も算定してください。

後段の共通ルールを記入してください。

(注1) 地域材使用に関する共通ルールを満たしていることが確認できるよう記入し、グループを通して、同じような形式でまとめてください。(使用部位は、共通ルールに合わせて修正、追記してください。)

(注2) 共通ルールで、主要構造材や羽柄材等、部位毎に「使用割合」や「使用量」を定めている場合は、共通ルールの内容に合うよう集計し記入してください。

(注3) 地域材利用に関する掛かり増し費用に対する補助の加算を受ける場合は、主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する必要があります。

(注4) 工法に応じた部位名を記載してください。在来工法の主要構造材(柱・梁・桁・土台)を他の工法で読み替える場合は、丸太組工法については、「使用する木材全量」で読み替え、2×4工法については、下表のとおり読み替えることとします。

在来工法	柱	梁	桁	土台
2×4工法	縦椽、上下椽	床根太、端根太 ※1	頭つなぎ	土台 ※2

※1 1階(基下階)床は含まれません。

※2 大引は含まれません。

(注5) 木材の使用量は、小数点以下第3位切り捨てとし、使用割合は小数点以下切り捨てとして記入してください。

(注6) 共通ルールで「全てに使用する」「過半に使用する」「〇〇%以上使用する」等、使用割合を定めている場合は、(A)欄には対象部位の木材の全使用量を、(B)欄には(A)欄のうち「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。

(注7) 共通ルールで「〇m3以上使用する」等、使用量を定めている場合は、(A)欄は空欄とし、(B)欄に「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。

(注8) 共通ルールに応じて「単位」欄に、「m3」「m2」「枚」等の単位を記入してください。

在来工法等

< 交付申請書の記入例 & 作成要領 >

例一交8 (棟別)

事業者名を記入する際によくある間違い。

- ・「株式会社」の記入漏れ
- ・前(株)、後(株)の誤記
- ・名称の誤記 「木材」と「材木」
- ・新字と旧字の使い分け 「斎」と「齋」、「桜」と「櫻」など

様式5 (省エネ)

1枚のシートを作成してください。2以上の対象住宅についてはシートを追加して作成してください。

適用申請書様式2-2・I～IVの「**構成員番号**」の番号を記入してください。
追加の事業者は、計画変更申請書の追加構成員リストの「NO.」を記入してください。

地域材供給体制計画表

事業者の追加や、事業者名の変更に関する計画変更を行った場合は、最後に**計画変更を行った時期(回数)**を記入してください。

地域材供給体制計

I. 原木供給		事業者名		事業者名	
No.	変更	No.	変更	No.	変更
a	I- 1	〇〇県森林組合			
	I- 4	◇◇林業			
	I- 2	□□県森林組合			
	I-				
b	〇	海外事業者 : 構成員ではない			
		その他(理由:)			
II. 製材・集成材製造・合板製造		事業者名		事業者名	
No.	変更	No.	変更	No.	変更
a	II- 1	有限会社△△製			
	II- 2	◎◎グルーラム			
	II- 4	株式会社■木			
	II-				
b		海外事業者 : 構成員ではない海外の製材等事業者から供給。(グループの取り組みとして認められている場合に限る。)			
		その他(理由:)			
※ 地域材の供給に、 構成員登録を行っている中間流通事業者 を含む場合は、「a欄」の事業者名の後に「(商流)」と記入してください。					
「b」欄は、構成員を含まず地域材を供給する場合は「〇」を付けてください。「その他」を選択した場合は、構成員を含まない理由を記載してください。					
※ 地域材の供給に、 構成員登録を行っている買挽き・賃加工を行うプレカット事業者 を含む場合は、「a欄」の事業者名の後に「(賃加工等)」と記入してください。					
「商流」の注意事項です。					
「賃挽き・賃加工」の注意事項です。					

「海外事業者」欄に〇を付けることができるグループは、次の全てに該当する場合があります。
・適用申請書(様式2-1)の地域材の産地に「国外」の記載がある場合。
・適用申請書(様式2-2)の業種区分I～IVの上部の欄に、構成員を含まない理由が記載されている場合。

この欄に記載する事業者は、グループに登録されている構成員のみです。地域材を扱う事業者のみ記入してください。

IV. プレカット		事業者名		事業者名	
No.	変更	No.	変更	No.	変更
a	IV- 3	□□プレカット株式会社(賃加工等)			
b		買挽き・賃加工 : 買挽き・賃加工であるため 構成員ではないプレカット事業者 で行う。			
		自社加工 : 補助金申請者(VI 施工)が、 自社工場や手刻み により木材加工を行うためプレカット事業者を含まない。			
		その他(理由:)			

<「対象住宅における地域材供給体制計画表」の記載に関する注意事項>

1. 地域材を供給する**構成員の事業者名**を「a欄」に記入してください。
2. 左側の「No.」欄には「**適用申請書**」の**構成員番号**を記入してください。その後、**計画変更で名称の変更**を行った構成員の場合は、変更の手続きを行った**計画変更の時期(回数)**を「変更」欄に記入してください。
3. **計画変更で追加した構成員**の場合は、**計画変更時に提出した「グループ構成員の追加申請」の「No.」**を上記の「No.」欄に記入してください。**追加後に名称を変更した場合は、その手続きを行った計画変更の時期(回数)**を「変更」欄に記入してください。

買挽き・賃加工を行う構成員のプレカット事業者を含む場合は、事業者名の後に「賃加工等」と記入してください。

認定制度のうち、「地域材」として供給する認定制度において必要かつ有効な登録・認定を受けた事業者等、認定制度の要求事項を満たしていない場合は、補助金交付の対象とはなりません。認定制度の要求事項については事前に十分ご確認いただいたうえで、事業者を選定してください。